



Title	少年犯罪の変容と改正少年法
Author(s)	瀬川, 晃
Citation	国際公共政策研究. 2002, 6(2), p. 67-79
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10969
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

少年犯罪の変容と改正少年法

Current trends in juvenile crime and the amended Juvenile Law

瀬川 晃*

Akira SEGAWA*

Abstract

This paper discusses current trends in juvenile crime and the amended Juvenile Law. Juvenile crime is in its “fourth wave” now. The amended Juvenile Law was approved in November, 2000 and took effect in April 2001. There are three main amendments: first, improved findings of fact in juvenile proceedings; second, increased consideration for the victim; and third, a revised look at punishment. There were often complicated discussions among of the commentators in drafting the amended Juvenile Law. I would like to examine some reasons behind this.

キーワード：①少年犯罪 ②少年審判の事実認定手続 ③被害者への配慮 ④刑事処分の見直し

Keywords：①juvenile crime ②findings of fact in juvenile proceedings ③consideration for the victim ④revised look at punishment

* 同志社大学法学部 教授

- I はしがき
- II 少年犯罪の変容
 - 1 第3の波の特徴
 - 2 第4の波の到来
- III 改正少年法の3つのポイント
 - 1 少年審判の事実認定手続の適正化
 - 2 被害者への配慮の充実
 - 3 刑事処分の見直し
- IV なぜ改正論議は錯綜したのか
 - 1 改正少年法は「少年犯罪の凶悪化」を前提としていたのか
 - 2 改正少年法の目的は厳罰化か
 - 3 少年審判の事実認定手続の改善は不要か
- V むすび

I は し が き

改正少年法（「少年法等の一部を改正する法律」）は2000（平成12）年11月に成立し、2001（平成13）年4月に施行された。改正前の少年法は1949（昭和24）年に施行されており、半世紀ぶりの改正となった。

少年法の改正をめぐるのは、周知のように、施行直後から激しい論議がなされてきた。とくに90年代以降には多くの研究業績が公刊されるとともに、活発な論議がなされた。しかし、改正少年法成立後は、改正法の運用への関心のみならず少年犯罪自体に対する関心すら急速に低下した感さえある。これは、わが国では他の法改正論議にもみられることであるが、望ましい事態とは思われない。今回の少年法改正は21世紀の少年司法のあり方を模索する第一歩であり、このまま議論を終息させるべきではないと思われる。

本稿は、このような問題意識から、少年犯罪の現状を把握したうえで、あらためて改正少年法の内容と改正論議を検討したい。

II 少年犯罪の変容

I 第3の波の特徴

現在、少年犯罪は第3の波の時期にあるとみられている。少年犯罪の波は戦後3つあるとされてきた。第1の波は1951（昭和26）年をピークとし戦後の社会・経済的混乱を背景としていた。そこでは生活苦からの犯罪が多く、少年の刑法犯に窃盗の占める割合が高かった。

第2の波は1964（昭和39）年をピークとするもので、高度経済成長期を背景としていた。ここでは、モータリゼーションの進展により交通犯罪が増加するとともに、都市化、低年齢化、および粗暴犯・性犯罪の増加などが指摘された。

第3の波は1980年代に入ると顕在化し、1983年をピークとする。第3の波は、経済的に安定した社会の中で、価値の多様化、犯罪機会の増大、インフォーマルな社会統制の弱体化などを背景としていた。第3の波にある少年犯罪の特徴として挙げられるのは、つぎの5点である。

第1に低年齢化である。少年の犯罪率は、14・15歳の年少少年において最も高く、ついで16・17歳の中間少年、18・19の年長少年と続いている。第1の波の時期には、少年の犯罪率は年長少年において高かったが、その後若干の起伏はあるものの低年齢層の少年による犯罪が増加している。

第2に、一般化である。従来、少年の犯罪・非行原因として、「欠損家庭」が強調されたが、最近では経済的にも「中流」に属し、両親のいる家庭の少年の犯罪・非行が増加している。今日、非行少年のうち約8割がこのカテゴリーに属する家庭の出身者である。また、知能および性格面でも「普通」に属する少年の犯罪・非行が多い。この一般化傾向は、すでに第2の波でも指摘されたが、その後、一層すすんだ。

第3に、「遊び型」犯罪の増加である。少年犯罪を罪種別にみても、第3の波の時期に著しく増加したのは窃盗と遺失物等横領である。前者の手口は万引、自転車盗およびオートバイ盗が多く、後者の手口も放置されている自転車の乗り逃げが大部分である。その他、増加している犯罪としてはシンナーなどの乱用である。いずれも、犯行動機の享楽性・遊興性が指摘されている。

第4に、粗暴化である。戦後の少年犯罪の全体的な推移からみると、1964（昭和39）年をピークとしてその後、粗暴犯は漸減傾向にあるが、1980年代に入り、粗暴犯（傷害・暴行および恐喝）・凶悪犯（強姦・放火および強盗）の増加が指摘されている。なかでも、年少少年と女子の粗暴化が憂慮されている。

第5に、集団化である。少年犯罪における共犯率が上昇している。とくに凶悪犯・粗暴犯は共犯事件として行われることが多い。年齢層別に共犯率をみると年少少年において最も高く、中間少年、年長少年と進むにしたがって低くなっている。

2 第4の波の到来

第3の波においては、1983（昭和58）年のピークの後も引き続き30万人前後の少年刑法犯の検挙人員を記録していたが、1989（平成元）年以降、急激に減少に転じた。減少傾向は、おおよそ今日まで続いている。このため、第3の波が終息しつつあるとの認識が増えはじめ

た。また同時に、今日の犯罪情勢は従来とは異なる局面を迎えているとして、「第4の波」が到来しているという見方も出はじめている。

まず、少年刑法犯の検挙人員をみてみよう。1988年の29万2902人から1989年には26万4678人、1990年には24万4122人、1995年には19万3308人へと急速に減少した後、1996年には19万6448人と増加に転じ、1997年には21万5629人、1998年には22万1410人と続いたが、1999年には20万1826人、2000年には19万3260人と再び減少しつつある。

次に、現状を第4の波と解する見解を犯罪統計的な面から検討してみよう。この見解は、最近の少年犯罪の減少が少年人口そのものの減少に大きく影響されていることを指摘する。そこで、少年人口の減少を考慮に入れるため、人口比（少年人口1,000人あたりの補導された少年の比率）で少年の刑法犯の動向をみてみると、1992（平成4）年以降小幅な増減にとどまっており、1995年からは上昇傾向にあるというのである。具体的には、1988年に15.3%であった少年の刑法犯の検挙人員人口比は、1995年に12.1%にまで減少した。しかし、その後の4年間、12.6%、14.2%、15.0%、14.0%と徐々に高くなりつつある。とりわけ、前述した強盗のほか、覚せい剤の乱用や性非行については、少年の検挙人員が増加していることから、人口比での増加はきわめて重大な問題であると指摘されるのである。

なるほど、人口比という新しい観点からの犯罪情勢の分析は、考慮に値する。ただ、人口比の観点からみても、今日の犯罪情勢には、これまでの3つの波の時期の特徴としてみられた急激な犯罪の増加は、今のところ見出せないことも事実である。しかし、だからといって、今日の少年犯罪の現状を楽観視することはできない。なぜならば、近年、犯罪統計の上で、強盗罪や覚せい剤事犯の増加傾向が指摘されているからである。それゆえ今日の少年犯罪の現状は、第3の波とは異なった新しい時代の到来を感じさせる要素を含んでいることはたしかである。

さらに、第4の波の新しい時代の到来を確認できるのは、近年の少年犯罪の特徴であろう。これまで指摘されてきた点をまとめると、①衝動的な「いきなり」型犯罪の増加、②「遊ぶ金欲しさ」犯罪の増加、③弱者を標的にした集団による犯罪の増加、④模倣犯の増加に集約することができる。

また、最近の少年による重大な凶悪事件をみると（報道されている限りではあるが）、動機が理解できず、犯行方法も異様・残虐なケースが存在する。一部に「同じような少年による残虐な事件は数十年前にも発生している」という見方もみられるが、オプティミズムに過ぎよう。現実を直視すると、心理学者らが「心の闇」—この概念自体の当否はここでは措く—と表現するような不透明感の残る事件が存在することは、率直に認めざるを得ないと思われる。

しかし、前述した第4の波の4つの特徴も、今後、詳細な調査を要する。たとえば、再犯

が少ないというデータだけを根拠に「いきなり」型犯罪の増加をいうのは早計であろう。また、「遊ぶ金欲しさ」や「ゲーム感覚」などの犯罪心理面についても実像をつかむのは容易ではない。したがって、「第4の波」の到来を肯定するにしても、どのような特徴を有しているのかについては、これから時間をかけた精密なリサーチが必要である。

III 改正少年法の3つのポイント

改正少年法の基本事項は、およそ3点に集約することができる。以下3点の内容を簡単にフォローしたあと、改正の意義をあとづけておきたい。

I 少年審判の事実認定手続の適正化

1990年代に入ると、「山形明倫中（マット死）事件」や「調布駅前事件」など、非行事実が激しく争われ、事実認定がきわめて困難な事件が相次いで発生した。こうした事件の事実認定を適性かつ迅速に行うために、今回の少年法改正では、以下の点で少年審判制度の改善が図られた。

第1に、裁定合議制である。従来の少年審判では、事件の内容にかかわらず、裁判官は単独で審判を行うこととされていたが、今回の改正によって、事実認定が複雑な事件について、3人の合議制を採用することが可能になり、多角的な視点によって判断の客観性を高めることが目指された（裁判所法31条の4第2項）。第2に、検察官関与である。従来の少年審判は、職権主義構造をとり、検察官の関与を認めてこなかった。しかし、少年が非行事実を否定した場合、裁判官と少年が対峙する状況が生まれてしまう。こうした状況の下では、裁判官は、少年に対して公正中立な判断を下し、「国親」的な立場から少年の改善更生に必要な保護処分を与えるという役割に専念することが難しくなる。そこで、重大な一定の事件について、事実認定の手続に検察官の関与が必要なときに、家庭裁判所が、検察官関与決定をすることができることとされた（22条の2第1項）。第3に、抗告受理申立てである。従来の少年法では、家庭裁判所の決定に対して、少年側だけが抗告できることとなっていた。しかし、事件の複雑化がすすむ中で、事実認定に正確を期すためには、上告審による見直しの機会を広く認める方がよいとの判断から、検察官による抗告受理の申立て制度が導入された。この制度によって、検察官が関与した事件の審判の決定に重大な事実誤認等があった場合に、検察官が高等裁判所に抗告の受理を申立て、高等裁判所が相当であると認めた場合に限り、抗告が受理されることになった（32条の4）。第4に、観護措置期間の延長である。従来の少年法では、観護措置期間は、2週間（最大で4週間）とされていたが、証拠調べを尽くし、的確な事実認定を行うために、8週間までの延長を可能とした。廃案となった少年法改正法案は、最長

12週間までの延長を盛り込んでいたが、長すぎるといった批判が相次いだことから、少年の人権保障に配慮し、最長期間を8週間とした(17条4項)。第5に、救済手続の整備である。少年審判には、保護処分決定確定後に非行事実が存在しなかったと認めるだけの明らかな資料が新たに発見されたときに、家庭裁判所が保護処分を取り消す保護処分取消し手続という制度がある(27条の2)。事実認定の適正化の観点からは、刑事裁判における再審手続と同様に、非常救済制度として、こうした制度を備えておく意義は小さくない。しかし、従来の保護処分取消しは、保護処分の継続中に限って認められていたことから、事後的な救済手続も整備する必要があった。そこで、今回の改正において、保護処分終了後においても、非行事実のなかったことが明白に認められる新しい資料を発見したときには、保護処分の取消しを認めることとされた(27条の2第2項)。

事実認定手続の適正化は、事実認定の複雑化を受けた改正である。このように事実認定に正確を期すための少年法改正の必要性は認められるが、他方において、現行の少年審判が、全体としては上手く機能している点も否定しがたい。したがって、基本的には、現行の職権主義的な審判構造を維持しながら、必要最低限の範囲で裁定合議制や検察官の関与などを認め、可能な限り客観的で正確な事実認定を目指した今回の方針は、基本的に支持できるものである。なお、非行事実の存否が争われる事案については、少年の選択に従って当事者主義的な対審構造を採用すべきであるという提案も、少年の権利保護強化の点から傾聴に値する。それゆえ、本提案については、具体的な検証を含めてさらに議論を続けていくべきである。他方、今後は、「現行の枠内での最低限の変更」という今回の改正趣旨を逸脱した運用がなされないか注視する必要がある。とくに、検察官サイドをはじめとした刑事司法機関の少年司法への姿勢は、改正後の法運用に大きな影響をもつと思われる。

2 被害者への配慮の充実

少年審判は、原則非公開のため事件の内容が明らかにされないなど、被害者に配慮を欠いた面がみられた。そこで、前に廃案となった少年法改正法案は、被害者への配慮を図るための規定を盛り込んでいた。同法案が廃案となった後、犯罪被害者保護関連二法の制定によって、刑事裁判における被害者への配慮の充実が先行することになったが、こうした観点をふまえた法整備を最初に図ろうとしたのは、少年審判に関してであった。こうした方向性は、今回の改正にも踏襲され、以下のような被害者に対する配慮の措置が盛り込まれた。

第1に、被害者等の意見聴取である。従来の少年審判では、被害者に対して意見を述べる機会は設けられていなかった。しかし、少年の保護処分の決定に当たって、被害者の意見を聴取することが有用なケースは少なくないであろう。また被害者にとっても、自らの心情を吐露することは、被害回復にとって軽視できないことは、刑事裁判と同様である。そこで、

今回の改正では、被害者等から事件に関する意見陳述の申出があるとき、家庭裁判所が聴取する制度を設けた（9条の2）。第2に、被害者通知制度である。これまで、少年審判では非公開を原則とすることから、その結果が被害者にも知らされることなく結審していた。しかし、自らがかかわった事件について、審判の内容や結果を知りたいと考えるのは、当然の要請といえよう。そこで、改正された少年法では、少年の健全育成を妨げない範囲で、被害者等に対して、少年審判の結果等を通知する制度が導入された（31条の2第1項）。第3に、記録の閲覧・謄写である。自らがかかわった事件について、知りたいという被害者らの要求に応えるために、改正少年法は、被害者等に対し、審判中および審判確定後、一定の範囲で非行事実に係る記録の閲覧や謄写を認めることとした（5条の2第1項）。廃案となった前の少年法改正草案では、確定後の閲覧・謄写のみを認めるとしており、審判中の記録については、課題として残されていたが、その後の犯罪被害者保護関連二法の成立などを受け、今回の改正では、閲覧・謄写の範囲が広げられた。

被害者への配慮の充実、被害者の法的地位の改善を図る改正である。犯罪被害者保護関連二法の成立でも明らかなように、被害者への配慮の推進は、戦後刑事法制の歪みの補正であり、一般の支持を得た。もちろん、被害者に関心が集まるあまり、「少年の健全な育成」という少年法の基本理念がおろそかにされることは認められない。しかし、今回の被害者への配慮は、現行の理念の範囲でも行いうるものである。刑事司法と同様、少年審判における被害者への配慮も、ようやく手が着けられた段階である。今後も、可能な範囲で、一層の配慮の充実を図ることが望ましい。とくに、被害者側に少年審判の傍聴を認めることや「被害者弁護士制度」を導入すること等は早急に検討を始めるべきである。

3 刑事処分の見直し

従前の少年法では、犯罪少年に対して、少年審判による保護処分を広く適用する姿勢がとられていた。しかし、少年による凶悪な重大事件が相次いで報道される中で、凶悪な犯罪を犯した少年には刑事処分を課す可能性を広げ、多様な選択肢を設けるべきとの主張が台頭してきた。こうした主張を受け、今回の改正では、以下のように少年事件の処分のあり方に見直しを加えられている。

第1に、年齢区分の見直しである。刑法上の刑事責任年齢は14歳以上と定められているが（刑法41条）、これまでは少年法によって刑事処分年齢が16歳以上に制限されていた。しかし、年少少年らの凶悪事件が社会の注目を集めると、一定の凶悪な犯罪を犯した少年に対しては、規範意識を育て、社会生活における責任を自覚させるためにも刑事処分を課すべきとの見解が有力に唱えられるようになった。そこで、今回の改正では、刑事処分可能年齢が14歳まで引き下げられるとともに（20条1項）、懲役または禁錮の言渡しを受けた少年を16歳に達する

まで少年院に収容することができるものとされた(56条3項)。第2に、検察官送致の原則化である。従来の少年法では、保護処分を優先する観点から全件家裁送致主義が採用されており、刑事処分が相当として検察官に逆送するか否かの判断も家庭裁判所の裁量に委ねられていた。近年の逆送の割合は比較的低く、殺人で20~30%、強盗で1~4%、強姦で2~9%にとどまっていた。しかし、こうした従来の姿勢では、重大な犯罪について少年の自覚を促し、自制を求めるのに不十分であるとの声が高まった。そこで、犯行時16歳以上の少年が、殺人、傷害致死、強盗致死など故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた場合には、原則として検察官に送致する制度が設けられた(20条2項)。第3に、仮出獄期間の特則の適用除外である。少年法51条によると、犯行時18歳未満の少年は、死刑をもって処断すべき犯罪を犯した場合、無期の懲役・禁錮刑を科される。また、同58条は、無期の懲役・禁錮刑に処せられた少年は、最低7年で仮出獄を認めることを規定している。したがって、死刑をもって処断すべき少年が、実質的には、7年の懲役・禁錮刑に処せられたのと等しくなってしまう。しかし、このような刑の二重の軽減は、罪刑の均衡を喪失させ、国民感情や被害者感情にも悪影響をもたらし、問題があるとの観点から、死刑を無期懲役・禁錮刑に軽減した場合には、仮出獄期間の特則は適用しないこととされた(58条2項)。第4に無期刑選択である。従来の少年法51条は、犯行時18歳未満の者について、無期刑をもって処断すべき時は10年以上15年以下の範囲内で有期刑を科すことと定めていた。しかし、事例によっては、有期刑に刑を軽減するよりも、本来的に相当である無期刑を維持する方が適当な事案もあり得る。そこで、今回の改正では、こうしたケースで、無期刑か有期刑かを裁判所が選択できることとされた(51条2項)。

刑事処分等のあり方の見直しは、近時の社会の声を反映した改正である。こうした社会の声は、少年による凶悪犯罪を報じたマスメディアの影響を少なからず受けたものであろう。したがって、数値的には少年による凶悪犯罪に顕著な増加の傾向がみられないことに鑑みれば、こうした声は、「モラル・パニック」という色彩もないわけではない。しかし、他方で、少年に対する厳格な処分を望む声は、犯罪に対する社会の不安感を反映したものであり、市民的安全要求として無視しがたい側面を併せもつ。したがって、ごく少数の例外に対して、刑事処分の適用範囲を拡大する今回の改正も、一つの選択肢としてあり得るものであったといえよう。しかし、問題は、十分に議論が尽くされたのかという点である。とりわけ、法制審議会での審議を経していない刑事処分のあり方については、処分を下す家庭裁判所、処遇を行う少年院や少年刑務所が、今回の改正に十分対応できるのか、対応するためには、どのような点に留意した制度設計が必要であるのか、現場の声を汲み上げる機会が設けられるべきであった。今回の法改正には、厳罰化との強い批判があることは周知の通りであり、今後、刑事処分のあり方については、注意深い運用がなされなければならない。

IV なぜ改正論議は錯綜したのか

今回の改正論議をみると、激しい論議がなされたかのような印象もあるが、詳細にみると双方の議論が噛みあっていたのかという疑問が残る。このように議論が錯綜した要因はどこにあったのだろうか。いくつかの要因が考えられるが、ここでは3つの視点から検討することにした。

1 改正少年法は「少年犯罪の凶悪化」を前提としていたのか

少年法改正反対論の中には、改正作業が少年犯罪の凶悪化を当然の前提として進められたかのような論調もみられる。たしかに、凶悪化に対処する法改正が必要との立場も表明されたが、これは主に政党関係者やジャーナリストであったことを確認しておきたい。しかし、そもそも少年犯罪の実態をみるかぎり、凶悪化を支持する根拠に乏しいと思われる。

まず、凶悪化の指標とする殺人罪の動向をみてみよう。殺人の少年検挙人員は、1990年代にはおよそ100人前後で推移している。「神戸市須磨区児童殺傷事件」が発生した1997（平成9）年は、少年による殺人が急増した印象を一般にもたらしたが、現実には75人で、この10年の間でも最小の数値群に属した。ちなみに、1998（平成10）年には117人、1999（平成11）年は111人と若干増加傾向を見せているが、こうした数値だけで少年犯罪が凶悪化していると単純には言い切れない。殺人の少年の検挙人員の推移を振り返ってみると、第1の波の時代には、1951（昭和26）年に448人、第2の波の時代には1964（昭和39）年に361人であったが、第3の波の時代に入ってから100人前後で推移し今日を迎えている。それゆえ、たとえ少年人口の減少を考慮するにしても、殺人罪の増加を根拠として凶悪化のテーゼを肯定することは困難である。

これに対し検討を要するのは、強盗罪の増加傾向である。強盗罪の少年検挙人員は、1980年代は、500～800人台で増減を繰り返したが、1990年代に入り、顕著な増加傾向がみられるようになった。とくに、1990年半ばの1996（平成8）年には、1970（昭和45）年以来初めて1000人台にまで上昇した。その後、1997（平成9）年1701人、1998（平成10）年1566人、1999（平成11）年1644人、2000（平成12）年1668人と依然として増加傾向を示している。しかし、この増加傾向から「凶悪化」のテーゼと結びつけることができるかは慎重な考慮を要する。けだし、強盗については、捜査機関の姿勢（恐喝としてカウントするか、窃盗や強盗としてカウントするか）により数値が変動する可能性が高いことは周知のことである。また、「強盗」の手口などについて詳細に分析されていないことも考え合わせると、現時点では、統計上の増加から直ちに凶悪化を導くのは難しいと思われる。

ふり返って考えてみると、「わが国の少年犯罪が凶悪化しているか否か」は、マスコミ報道の中ではともかく、学界ではすでにほぼ決着のついたテーマではなかつたらうか。また、わが国の少年非行および少年法の研究者の間で、少年犯罪の凶悪化を明確に実証した上で、厳罰化を提唱した論者はこれまで見当たらないのである。この点は、第3の波の下でも同様であるし、近時論じられている第4の波の到来についても、凶悪化を指すものではない。また、少年犯罪の検挙件数は、警察の取締活動と密接に連動していることはつとに指摘されており、たとえ統計上、犯罪の増加がみられるとしても、そこから凶悪化を安易に導くには慎重でなければならない。このように少年犯罪の凶悪化を断定することができないことは、ラベリング理論の台頭した1970年代から広く認められているところであるし、モラル・パニックに陥りやすい少年犯罪には冷静な実態把握が必要なことはすでに当時からコンセンサスがあると考えられた事柄である。むろん、最近の凶悪な事件について、マスコミの過熱した報道がなされ、一般市民が強い不安感をもつことは事実であり、そこから市民的安全要求に基づく法改正の声が高まるのも無理からぬところである。しかし、「凶悪化の現実」と「凶悪事件への危惧感」とは区別して論じられねばならない。

2 改正少年法の目的は厳罰化か

今日の改正論議における特徴の1つは、改正論議の争点が時とともに移行したことである。当初、改正論議は「少年審判の事実認定手続の適正化」をめぐる争われたが、改正少年法の成立の直前は、主に「刑事処分の見直し」をめぐる厳罰化か否かが中心テーマとなった感があった。しかし、改正少年法が厳罰化を志向しているとするのは妥当であろうか。

今回の少年法改正では、刑事処分の見直しを図るために、①刑事処分適用年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げ(20条1項)、②犯行時16歳以上の少年が、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた場合に、原則として検察官に装置する制度が導入された(同条2項)。これらの制度の導入に対して、犯罪少年の厳罰化であり、少年法の理念を破壊するという見解が主張された。これに対して、改正賛成論者は、刑法典は刑事責任能力をもともと14歳以上と定めているとする一方、従来の少年法も家庭裁判所での審判を前提に例外として検察官送致の可能性を認めてきたと指摘した。こうしてみると、両者は刑事処分のあり方をめぐって対立しているような印象を受ける。しかし注視してみれば、その対立点は、少年の健全育成という少年法の理念から、どこまでの刑事処分を認めることが可能かという点にあることに気づく。つまり、従来の少年法で認められてきた「逆送」も少年法の理念に反し認められないという立場に立つならば、少年法改正賛成論者との相違は質的なものであり、両者は相容れないのは当然である。しかし、従来の少年法において認められていた「逆送」の存在を前提とする限り、両者の見解の相違は量的なものに過ぎず、一定の範囲での刑事処分を認める

点ではコンセンサスが存在するのである。したがって、ここでの論争点は、「年少少年に刑事処分は認められるか」ではなく、「犯罪少年に対する刑事処分の適切な範囲はどこまでか」でなければならない。この点が視野の外におかれ、あたかも質的に対立するかのように結論の相違が強調されたために、議論の発展をみなかったという側面があると思われる。

もちろん、今回の改正は、少年の健全育成を基本理念とする従来の少年司法の枠組みを壊すことを目的としたものではないだろう。また、原則逆送は、「一律逆送」ではなく、規定上、保護処分を適用する可能性も十分にある。そうした点を踏まえれば、刑事処分の見直しの規定によってわが国の少年法が保護主義を放棄し、刑罰主義または厳罰主義に転換したとはいえないであろう。ただ、今回の改正に「逆送」の原則化に歯止めを掛けるための保障が用意されていなかったことは事実である。また、一定の範囲で「逆送」を原則化する必要があったとして、その基準は犯罪の種類のみによって画することができるたぐいのものであったのかも疑問が残る。今後の議論に待ちたい。

3 少年審判の事実認定手続の改善は不要か

今回の法改正の中心的課題は少年審判の事実認定手続の適正化にあったといつてよい。注意を要するのは、事実認定の適正化自体に反対する主張も一部にみられたことである。しかし、現実の少年審判制度の問題点を克服し、事実認定を適正化することは必要なかったのだろうか。

私見によれば、適正な事実認定を行うことは少年の健全育成の前提であり、少年審判の改善は少年法制度への国民の信頼を回復させる第一歩となることにも多くの支持を得ていると思われる。ふり返ってみると今回の改正作業の中では、従来の少年法改正に反対してきた裁判所関係者が実務の現状を踏まえて問題を提起したことで、議論がスタートした。かつて同様に少年法改正に反対していた弁護士たちも少年事件に付添人として関与して積極的に活動した経験をもとに、非行事実を争われた場合には少年審判制度に矛盾が生じることをしばしば実感するところとなった。こうした状況を受けて、1996（平成8）年11月から法曹三者（最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会）の間において、「少年審判に関する意見交換会」が開催されることとなった。こうした意見交換のすすむ中で法曹三者の間で「一定の範囲における検察官関与」について合意の得られたとされ、手続の適正化への歩み寄りがみられた。

しかし、その具体的な方向性については、齟齬があったことは認めざるをえない。すなわち日弁連は、少年が非行事実を争う場合には、少年の選択に従って、当事者主義的な対審構造による非行事実認定手続を導入できる方向性を目指す提案を行った。これに対し、今回の改正少年法の方向性は、現状の少年審判の基本構造（職権主義的な審問構造）を変更しないで、検察官を「審判の協力者」として関与させるという方向性を指すものである。それゆ

え少年審判の事実認定手続の適正化といっても、その方向性には、「職権主義的審問構造を維持する」のか、「(部分的に)当事者主義的な対審構造を導入する」かの間には大きな隔たりがあったことは否定できない。

今日の少年法改正は抜本的改正を企図するものではなく、少年法制を最小限度に補正する視点ですすめられた。他方、日弁連の提案も、少年の権利保護の強化を目指す点で高く評価すべきである。それゆえ改正少年法と日弁連の方向性が互いに異なっているとしても、一方が「善」で他方が「悪」という二項対立的な評価を下す性質のものではなかったと思われる。立法をとりまくさまざまな状況の下で、今回は少年審判の基本構造を変更しないとの政策的判断が現在のところベターだと判断されたのである。

今回の改正論議では、これまでの少年審判制度に克服すべき問題点があることはコンセンサスが得られており、争点はいかに手続の適正化をすすめるかにあったのである。すなわち、少年審判の事実認定手続の適正化自体に合意があったとしても具体的な方向性の異なったことが議論の混迷を深めたことは確認されよう。いずれにしても、改正少年法が現行の職権主義的審問構造を維持して一定範囲の検察官関与を認める方向に踏み切れたのは、少年権利保障の強化が実務の運用によってかなり実現している背景があったからだというべきであろう。

ところで、少年法の職権主義的審問構造の下では、裁判官が一件記録を精査したうえでイニシアティブを取って証拠調べを行い、早期審理と早期処理を図りながら、少年の健全育成を目指すものである。ただ、そうした審問構造においても、少年の権利保障が必要なことはいうまでもない。わが国の少年審判実務では、実質的にそうした権利保障の強化がかなりすすんでいる。今後も、そうした方向性での少年の権利保障の発展が望まれるし、さらには権利保障のための明示規定を設けるべきである。

V む す び

改正少年法は施行後、1年を経過しようとしている。しかし、冒頭で述べたように、改正少年法の成立後、それまでの活発な論議とは対照的に、少年法への関心はかなり冷えこんでしまったことは否めない。附則3条によれば、5年後には見直すことが予定されている。それゆえ、改正賛成論にせよ、反対論にせよ、いま1度エネルギーな議論を展開すべきであると思われる。少年法が改正されたら、すべての法的な問題点が克服され、少年犯罪の問題状況が消失したものではないことはいうまでもない。いま必要なことは、改正少年法の運用を注意深く見守り、実態をふまえて妥当な法運用に向けての議論をつみ上げていくことである。改正論議の正念場はこれから始まるという過言ではないだろう。

[注記] 本稿では、参考文献は省略した。これらについては、①ジュリスト1152号（1999）94頁以下、②犯罪と非行127号（2001年）5頁以下、③現代刑事法24号（2001年）23頁以下の拙稿を参照されたい。なお、犯罪情勢に関する数値は、主に『犯罪白書〈平成13年版〉』（2001年）による。